

広島県告示第八百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名 称	株式会社えごころ
居宅サービス事業所	主たる事務所の所在地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号
	名 称	株式会社えごころ
居宅サービス事業所	所 在 地	広島市東区矢賀一丁目七番一七号
	指定年月日	平成一九年七月一日